

せいり ほんごう 整理番号	8-4-6	そうだん 相談レベル	3
ぶん るい 分類	びょうき 病気		
こう もく 項目	こうてき いりょうほけん 公的医療保険		
ない よう 内容	いりょうほけん かにゆう ばあい 医療保険に加入していない場合		

### 1 想定される質問の背景

- オーバースティで公的医療保険に加入できなかった。
- 保険料支払がもったいなくて公的医療保険に加入してこなかった。

### 2 基本的な質問と回答

相談者 公的医療保険に加入していない場合の医療費はいくら請求されますか？

回答者 公的医療保険を使わない場合、自由診療となって、医療費の総額を支払うことになり、高額な費用を請求されることがあります。金銭的な事情がある場合は、病院のケースワーカー等とよく相談することを勧めます。

相談者 病気にかかってから保険に加入することはできませんか？

回答者 健康保険や国民健康保険は要件を満たしていれば被保健者の資格が適用となります。既往症の有無には関係ありません。なお、公的医療保険に加入できない外国人の方が利用できる会員制医療保険制度として港町健康互助会があります。会員になると健康保険と同様の30%の自己負担で港町診療所等の医療機関で診察を受けることができます。発病後に受診した際に会員になることも可能です。

⇒ 港町診療所等 8-1-6へ

### 3 派生する質問と回答

相談者 公的医療保険に入っていないでも利用できる制度はありますか？

回答者 在留資格、外国人登録、保険加入の有無を問わず利用できる制度として、結核にかかった場合、妊産婦の助産施設への入所、未熟児への養育医療、身体的障害のある児童等への育成医療、「行き倒れ」を救済する「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」などの制度があります。

- ⇒ 結核医療費 8-5-3へ
- ⇒ 出産費用・助産制度 9-1-6へ
- ⇒ こどもの医療費の助成など 9-3-1～5へ
- ⇒ 行旅病人の医療費 8-5-7へ

### メモ欄

---



---



---



---



---



---